

平成27年第15回教育委員会会議議事録

1 開催日時

平成27年11月27日(金) 午後3時30分～午後4時25分

2 開催場所

教育委員会会議室

3 出席者

| | | |
|------|----------|-------|
| | 教育長 | 田村 修一 |
| 教育委員 | 教育長職務代理者 | 小尾 一彦 |
| | 委員 | 瀧本 洋次 |
| | 委員 | 早津 聡子 |
| | 委員 | 國安 環 |
| 事務局 | 教育部長 | 山岸 伸雄 |
| | 生涯学習課長 | 湯佐 茂雄 |
| | 図書館長 | 林 隆則 |
| | 給食センター所長 | 妹尾 真 |
| | 総務係長 | 向井 克久 |
| | 学校教育係長 | 守屋 敦史 |

4 議 事

報告第25号 第5期幕別町総合計画3カ年実施計画の内示について

議案第58号 幕別町中学生海外研修派遣事業要綱の一部を改正する要綱

議案第59号 幕別町高校生海外研修派遣事業要綱の一部を改正する要綱

議案第60号 平成27年度幕別町一般会計補正予算の要求について

議案第61号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

報告第26号 教職員の事故に係る処分について

5 議事概要 次のとおり

田村教育長 ただ今から、第15回教育委員会会議を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定についてお諮りいたします。

会期につきましては、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め、会期は1日限りと決しました。

次に日程第2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、1番瀧本委員、3番國安委員を指名いたします。

次に日程第3、前回会議の承認であります。第14回教育委員会会議について別紙議事録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め、第14回教育委員会会議を承認いたします。

次に日程第4、事務報告についてお願いいたします。

教育部長(山岸 伸雄) ございません。

田村教育長 事務報告がないようですので、議件に入らせていただきます。

次に日程第5、報告第25号第5期幕別町総合計画3カ年実施計画の内示について、説明を求めます。

教育部長(山岸 伸雄) 報告第25号、第5期幕別町総合計画3カ年実施計画の内示についてご説明申し上げます。議案書の1ページ、別紙報告25号説明資料をご覧ください。

9月28日に開催いたしました第12回教育委員会会議、議案第51号でご説明いたしました、平成28年度から30年度の期間に対する、幕別町総合計画3カ年実施計画に計上した予算について、過日、内示がございましたので、その内示結果についてご報告申し上げます。

この度、教育委員会として要求いたしました21事業について内示がありましたが、別紙の表中、薄灰色で示している6事業について、実施要求額及び事業実施時期に変更内示がございましたので、その内容について説明いたします。

はじめに、小中学校等整備事業であります。平成28年度事業として途別小学校屋根・壁面等塗装工事について、予算要求額2,250万円を要求いたしました。事業が認められなかったところですが、内示内容としては、今後教育委員会において計画を樹立する学校の整備改修計画の中で位置づけていただきたいと思います。

次に、小中学校グラウンド整備事業のうち、平成28年度に計画しました忠類小学校グラウンド整備工事500万円を要求いたしました。事業が認められませんでした。内示内容としては、予算対応等で部分改修を行っていただきたいとの内示でございました。

次に、給食センター備品等更新事業幕別学校給食センター分でございます。平成28年度に計画しました厨房補修工事720万4千円を要求いたしました。平成29年度に事業を先送りし、予算が認められたものでございます。また、忠類学校給食センター分につきましては、調理室空調設備、スポットエアコンでございます。183万6千円を要求いたしました。事業が認められなかったものでございます。内示内容としては、他の公共施設等のエアコンの設置に対する考え方を整理する必要があるとのことから、本事業について、他の施設とのバランス等を考え、見送るとの内示でありました。

2ページ目をご覧ください。札内東町民プール建替え事業でございます。計画事業期間を平成28年度から30年度にかけて改築を行い、事業費総額3億4千198万円を要求いたしました。事業開始年を平成29年度と1年先送りし、実施設計を平成28年度から29年度に行い、建築を平成30年度、この表には記載がございませんが、平成31年度に跡地外構工事を行い、事業完了を平成31年度とすべく内示があったところであります。

次に、図書館整備事業でございます。本館の冷房設置工事及びトイレ改修工事、野外通路改修工事、北側外構工事を実施すべく、事業費総額2千688万4千円を要求いたしました。平成28年度に実施したく要求していましたが、平成29年度事業として先送りし認められましたが、しかし、他の事業については、他の公共施設の整備状況とのバランスから、今年時以降、検討すべく事業を見送られたものであります。

以上が、教育委員会として当初要求した事業について査定の結果、変更となった事業でございます。

3ページ目の下段をご覧ください。年度別計欄において、それぞれ事業について、要求時点での事業費総額及び内示後の事業費総額が記載されておりますが、平成28年度で

は5千643万5千円の減、平成29年度では3億1千661万8千円の減、平成30年度においては3億756万6千円の増、3カ年総体で、6千548万7千円減という内示でありました。

なお、今後は内示により減額となりました事業について再度精査し、事業の熟度、緊急度、必要性等について更に検討を加え、次年度以降の予算要求等に繋げてまいりたいと考えます。

以上説明し、報告いたします。

田村教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

瀧本委員 今、ご説明いただいた中で、部分改修や他事業費とのバランスという説明がありましたが、この中で緊急性を持ってしなければならないものは、町長が教育の方にもお力をいただけるというお話を聞いている中で、予算配分はどのように配慮されたのかお聞きしたいです。

教育部長（山岸 伸雄） 予算を要求する際には、現時点において緊急度または熟度等を考えて、予算を要求しているつもりでございます。事業を実施しなくても良い予算は、基本的には要求していないと考えております。しかしながら、査定の結果としてこのように事業を先送りしたことや、認められなかったということにつきましては、私どもとしては、大変残念なことだと思っておりますが、ただ、町全体の事業を町長部局として考えた中で、やらなければならないことも理解できる部分でございますので、次年度以降、再度、事業を精査し、必要性を強く要求してまいりたいと考えております。

瀧本委員 学校の関係から言うと、これから先、改修をしなければならない学校が出てきますが、それを先送りしていくと、あとの学校が更に伸びてしまうという結果が起きると思います。それも含めて、予算の関係を考えて今回の数字になったのでしょうか。

教育部長（山岸 伸雄） 今後、町内の学校ほとんどが、50年代に建てられた学校でございます。相当の期間を経過している中で、改修工事が大きく出てくると考えております。そのような面において、例えば、小中学校整備等事業の中で、途別小学校の屋根、壁面等の塗装工事については、実質、内示においては、危険度はないだろうということで、後年度に送っていただけないかという話もあったのですが、私どもとしましては、今後、大きい改修が待っているものですから、それに先立ってこれを優先してやらせていただきたいという要求でしたが、事業の緊急度、危険度という面で言うと、壁面の塗装なので、さほど危険ではないだろうという判断でございました。現在、私どもの方で準備しておりますが、施設の改修計画について最終的にチェック項目というものを作りまして、これから全学校を見て、どこの何を始めにやっていかなければならないか今年度中にまとめるという計画でおりますので、次年度以降、それらの緊急度に関して、全体の事業の中で手続きをしていかなければならないと思っております。

田村教育長 そのほかにご質問はございませんか。

小尾委員 小中学校の整備改修計画をチェックし、各学校をこれから回ると説明があったのですが、その時は教育委員会の職員だけが回って点検をするのか、専門の業者が同行されるのかお伺いしたいのです。

教育部長（山岸 伸雄） 今、考えておりますのは、教育委員会の職員と本町の建設部都市施設課の一級建築士の資格を持っている専門家である建築主事と一緒に回る計画でございます。本来であれば、しっかりとした計画を作るためには、事業者へ委託して行うというのが本当は一番良いのですが、学校の数や年数等を考えますと、これから1年に1校か2校ずつ行うとしても、今、点検しても、その学校が5年後、6年後に整備事業に入ると、もう1回そこで委託して再度点検してもらわなければならないというものがありますので、そのような費用をかけずに、うちの職員と建設部の職員で見て回り、チェック項目に沿った中でチェックしてまいりたいと思っております。

田村教育長 そのほか質疑はございませんか。

(ありません。)

田村教育長 質疑なしと認めます。報告第25号につきましては報告のとおりと致します。

次に日程第6、議案第58号幕別町中学生海外研修派遣事業要綱の一部を改正する要綱及び日程第7、議案第59号幕別町高校生海外研修派遣事業要綱の一部を改正する要綱については関連がありますので、一括して説明を求めます。

生涯学習課長(湯佐 茂雄) それでは、議案第58号、幕別町中学生海外研修派遣事業要綱の一部を改正する要綱並びに議案第59号、幕別町高校生海外研修派遣事業要綱の一部を改正する要綱につきまして、関連がございますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

はじめに、この事業につきまして、簡単にお話しをさせていただきたいと思いますが、中学生は2年生を対象に、国際的視野を広め、将来、国際社会に貢献できる人材を育てるために、平成4年度から実施しているところであります。研修先は、事業が始まった頃はカナダのパウエルリバー市で、その後、アメリカのマサチューセッツ州となり、平成9年度から現在のオーストラリアのキャンベラ市を中心に研修を実施しているところであります。高校生につきましては、幕別高等学校、江陵高等学校の1年生を対象に平成15年度から実施しております。この研修を通じて、オーストラリアの文化や教育、自然に対する理解を深めるとともに、学校体験やホームステイにより英語に慣れ親しむことができるものと思うところであります。

それでは、中学生の説明をさせていただきます、議案書は2ページになります、併せまして、議案第58号説明資料の新旧対照表をご覧くださいと思います。なお、新旧対照表につきましては、本来変更する部分のみを記載するところでありますが、説明の関係と確認の意味を含めまして、全条文を記載せさせていただきます。

また、本要綱は昨年、それまでの学校配分の定員が一部の学校に偏り、学校間において不均衡が生じる場合があることから、これを解消するためと、配分根拠を明確にするなどの全部改正をさせていただいたところでありますが、この度、その要綱の一部において改正させていただきたいというものであります。

それでは、新旧対照表をご覧くださいと思います。今回改正する条文に係る部分も含め、説明させていただきます。まず、第5条になりますが、参加定員を生徒の総数に対し18人に1人と規定しており、生徒数に応じて年度により定員は変動することとなります。これを平成27年度で計算しますと、16人の定員となります。この定員により、第6条で学校枠を規定し、条文は次のページに続きますが、各中学校の2年生の生徒数の割合により算出することとしており、平成27年度で申し上げますと、幕別中学校1人、糠内中学校1人、札内中学校7人、札内東中学校6人、忠類中学校1人という学校枠となります。今回の改正は、第9条第2項のアンダーラインの部分で、研修生の決定についての条文の一部であります。この条文は、各中学校からの推薦者が、第6条の学校枠に満たない場合の定員の取り扱いについて規定しているものであり、左側の現行では、「参加定員にかかわらず欠員とする」となっており、これは、先ほど平成27年度は16人の定員と申し上げましたが、これが15人や14人に減少する場合があるということとなります。右側の改正では、これを「他の中学校で学校枠を超えた推薦者の中から研修生を決定する。なお、各中学校の推薦者の総数が参加定員に満たない場合は欠員とする。」に改めるものであります。これにより、学校枠に満たない推薦者の中学校は当然人数が減りますが、先ほどの第5条で計算された参加定員の総数、平成27年度で申し上げますと、16人が基本的に減少することのない規定になるということとなります。

これは、1人でも多くの生徒に研修の機会を与えたいという思いから改正するものであり、また、近年の応募状況から見ますと、中学校からの推薦者が学校枠に満たないという人数が多くなるということは想定されませんので、他の中学校に配分したとしても、

前段で申し上げました学校間の不均衡は感じるものではないものと考えているところであります。

議案書の2ページをご覧いただきたいと思います。附則についてでございますが、本要綱の施行期日を平成27年12月1日からとするものであります。

つきまして、高校生の説明をさせていただきます。議案書は3ページで、併せまして、議案第59号説明資料の新旧対照表をご覧いただきたいと思います。なお、新旧対照表も中学生と同じく全条文を記載させていただいております。また、本要綱につきましても、昨年、中学生と合わせて全部改正をさせていただいたところでありますが、この度、中学生と併せまして、その要綱の一部において改正させていただきたいというものであります。

それでは、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。今回改正する条文に係る部分も含め、説明させていただきます。第5条になりますが、参加定員を各高校1人とすると規定しており、最大で2人となります。今回の改正は、第8条第2項のアンダーラインの部分で、研修生の決定についての条文の一部であります。この条文は、各高校の推薦者が第5条の参加定員に満たない場合、要するに、1人も推薦者がなかった高校の定員の取り扱いについて規定しているものであり、左側の現行では、「参加定員に満たない場合は欠員とする」となっており、他校への配分はしないということで、1つの高校で2人の生徒が研修はできないというものであります。右側の改正では、これを「参加定員に満たない場合は、他の高校で参加定員を超えた推薦者の中から研修生を決定する。なお、各高校の推薦者の総数が参加定員に満たない場合は欠員とする」に改めるものであります。これにより、推薦者の無い高校は、当然、研修生がいないということになります。2人の参加定員が基本的に減少することのない規定になり、1つの高校で2人の生徒が研修できるということになります。高校生の昨年の改正の要点は、両校合わせて2人という定員を、中学生と同様に同じ学校に研修生が偏らないようにとの思いから、欠員方式をとったわけではありますが、今回、それを昨年の改正前に戻すというようなかたちになりますが、これも中学生と同様に一人でも多くの生徒に研修の機会を与えたいという思いから改正するものであります。

議案書の3ページをご覧いただきたいと思います。附則についてでございますが、本要綱の施行期日を平成27年12月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田村教育長 説明が終わりました。始めに、議案第58号中学生海外研修派遣事業に関して質疑をお受けします。

小尾委員 先ほどの説明の中で、第5条の中で述べている18人に対して1人とするというところは、35人のクラスの場合でも1人という捉え方になるのでしょうか。

生涯学習課長（湯佐 茂雄） 昨年の改正前の話をいたしますと、昨年の改正前までは、1クラスに1人でありました。16人という定員でございましたので、平成25年度のクラスで申し上げますと、幕別2人、糠内1人、札内4人、札内東3人、忠類1人と11人で、学校枠プラス全体枠というのがございまして、残りの5人が全体枠ということでございまして、学校枠から漏れた子供達の中から全体の5人を選出するというやり方でやりましたところ、先ほど言いましたとおり、その5人が定数化されてしまいますので、その漏れた子供達の中で点数の良い方から5人を選ぶということになるものですから、どうしても1つの中学に偏るという現象が生じるということであります。そこで、昨年の段階において、定員の根拠もなかったということもありまして、それぞれ16名を全体の生徒数で割ったところ18になったということで、クラスではなくて、18人でそれぞれの学校を割ったところ何人になるかというところで、昨年からやっているところであります。

田村教育長 そのほかに質疑はございませんか。

小尾委員 中学生の部分では上手くいっていると思うのですが、高校生の枠で、例年、定員に満たないというのが続いているのですが、そういった面で、このような措置の中で、高校生枠2人というのを確実に参加していただきたいというところです。今までは、1名ずつと思っていると思いますが、十二分に説明をしていただいて、今までの中でも、中学生の方でもそうですが、保護者の中で、参加するということは受け入れをしなければいけないのではないかとという紐付きのような形で捉えているところが大きいのですが、それについては、あまりそれに固まらないで、自分の子供たちが参加する、次に向こうから来たら、向こうでお世話になったので見てあげようかというような気持ちになられるのではないかと思うのですが、ただ、行くと受け入れをしなければならないというのが固まってしまうと、どうしても子供達が行きたくても、保護者の中で、というのがあるので、そのようなところを理解して説明していただければと思います。

生涯学習課長（湯佐 茂雄） 高校生の関係でございますけれども、過去の話をお聞かせのところ、改正前は両校で2人とすることだったので、江陵高校から2人出てきている場合もあったと聞いております。昨年は、江陵高校から1人の推薦をいただきましたが、昨年は欠員方式にしてしまったものですから、出しても1人しか当りませんでした。今回はそのようなことにはならないので、基本的には2人以上ご推薦いただいても構わないと思います。昨年度については、幕別高校は欠員になっていましたので、中学生が16人で高校生が1人ということになったのですが、それが、全体で2人だということになれば、それなりに出てきていただければ、2人は確実にいけるということになりますので、そこは良くなるのではないかと思います。

行ったときの受け入れの条件につきましては、そのようなお願いをしているということで、強制はしておりません。募集要綱には向こうから来られたときに、研修生の受け入れ、ホームステイについて協力をお願いしますと、要するに、向こうから来る時期も、特に農家などですと中々厳しい時期もありますので、その受け入れづらいときもありますので、それは状況に応じてということで、強制的にというものではございません。ちなみに、来年の場合は、メルローズハイスクールから隔年で来ており、平成28年度が来る年度の予定だったのですが、理由は聞いておりませんが、来ないということですので、来年の受け入れは今のところないということでございます。

田村教育長 前段の高校生の部分につきましては、次の議案第59号の質疑ということで整理させていただきます。議案第58号について、そのほかに質疑はございませんか。

(ありません。)

田村教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第58号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め、議案第58号については原案どおり可決いたしました。

次に議案第59号につきまして、質疑をお受けいたします。

國安委員 高校生の海外派遣に応募できる人というのは、幕別に住んでいる幕別高校の生徒と、江陵高校の生徒だけということなのですが、もし欠員がある場合は、幕別に住んでいる他の高校の生徒もという考えはないのでしょうか。

生涯学習課長（湯佐 茂雄） 高校生の派遣の関係は15年からスタートしている段階において、そのような議論もあったと聞いておりますが、あくまでも本町にある高校で、かつ、保護者の方が幕別町の住所を有するというところで決定しておりますので、学校からの推薦も受けるということもございまして、これが広がっていけば、他校にもということもあり得るかもしれませんが、今の段階においてはありません。

田村教育長 ほかに質疑はございませんか。

瀧本委員 以前にも、海外研修の内容で協議した内容もあるのですが、幕別の高校の両校について協議されている内容において、海外派遣というかたちを1つの募集の条件などに対象にしていく考え方があるのかどうか確認させていただければと思います。募集要綱の中に、例えば幕別町が海外の派遣を勧めて推薦していくなど、よく、他町において海外研修を1つの事業の研修の中の一部に入れている町村があると思いますが、これから先、幕別町においてそのような考え方を持つのか持たないのか、そして、今、幕別町の高校について、協議されている中の1つの考え方に含めることができるのかどうか分かる範囲でお答えいただければと思います。

教育部長（山岸 伸雄） 今、委員がおっしゃられたのは、幕別高校の振興策の1つとして海外派遣をひとつの目玉としてやっては良いのではないかというご質問だったと思いますが、それも振興策の1つとしては、考えられると思います。ただ、現状の私どもの高校の海外派遣研修事業については、確かに町内の高校の振興策の1つとしての面と、町民の生涯学習の中の位置付けの面と、両方の面をもって事業を実施しているということで、現状の中においては、町民であり、かつ、町内の高校に進学している者という条件を付けさせていただいております。ただ、今、委員がおっしゃいましたように、広い意味で高校の振興策として考えるということは、今後の課題とであると思いますが、現状の町内の高校を考える懇話会の中では、具体的な振興策としては、今では議論していないところでございますので、今後、振興策につきましても第3回目以降で議論することになりますので、その中でまた検討になると思います。現状、懇話会の内容でいいますと、1回目が開かれまして、2回目が25日にも開催したのですが、進捗状況でいいますと、25日は町内の中学生の児童に対する高校に関する進学や理想などに対してアンケート調査を実施すべく議論したところです。併せて、中学生だけではなく、保護者に対しても同一のアンケートを取り、お子さんの考えと親御さんの考え方を併せて意見を徴集して、今後の幕別町の高校のあり方を総合的に検討してまいりたいというところでやっていますのでございます。以上です。

小尾委員 幅広くこれから幕別町、十勝、北海道、日本を背負うようなお子さんたちが育ってくれば良いなと思っておりますので、幅広いかたちの中で、子ども達が成長できれば良いなと思います。その中の1つの方法や手段の一部だと思っておりますので、出来る限り、予算や、高校のあり方委員会との方針など、町長含めての考え方それぞれ出てくるかとは思いますが、出来るだけ前向きに、子どもたちが成長できるようなかたちが出来ると良いなと思います。

田村教育長 そのほかに質疑などはございませんか。

國安委員 中学生の時に海外派遣に行った子どもなどは、高校に行ってそういうチャンスがあれば、ぜひ行きたいという子がたくさんいると思うので、もし、可能であれば、幕別町の高校以外でも、予算的に可能だったときだけでも、そういう子もチャンスがあるというような制度になっていけば良いのではないかと思いますので、長い目で検討していただければと思います。

田村教育長 ご意見としてお受けします。そのほかに質疑はございませんか。
(ありません。)

田村教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第59号について原案どおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め、議案第59号については原案どおり可決いたしました。

次に日程第8、議案第60号平成27年度幕別町一般会計補正予算の要求について説明を求めます。

教育部長（山岸 伸雄） 議案書の4ページをお開きください。

議案第60号、平成27年度幕別町一般会計補正予算の要求についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、10款教育費の予算に3千657万1千円を追加し、予算の総額を14億8千544万8千円とするものであります。1項教育総務費、3千283万8千円を追加するものでございます。2目事務局費、32万5千円を追加するものでございますが、9節旅費については懸案事項協議のため、道教育委員会との協議を行うための旅費の追加、11節需用費、燃料費、ガソリン、14節使用料及び賃借料、複写機借上につきましては、使用料の増に伴い、現計予算に不足が生じる見込みから、追加するものであります。3目教育財産費、3千221万3千円を追加するものでございます。13節委託料及び15節工事請負費、学校屋内運動場落下物防止対策設計委託料及び工事費でございますが、本年度当初予算において、国の補助事業を活用し、幕別小学校、札内北小学校、白人小学校の照明やつり天井、バスケットゴールの非構造物について、落下物防止を行うための改修工事について予算化し、改修工事を実施しているところであります。

この度、国において平成27年度の国庫補助事業について追加の要望調査がございましたことから、札内南小学校、忠類小学校、幕別中学校、札内東中学校、忠類中学校について、追加要望いたしましたところ、要望した5小中学校について補助が認められましたことから、事業を追加して行おうとするものでございます。

なお、追加が認められた事業については、年度内に事業の完了が見込まれないことから、全額を平成28年度に繰越し事業を実施するものでございます。次に、18節備品購入費、管理用備品でございますが、現在、札内南小学校6学年に在籍する児童が、身体に障害があり車いすを使用し、授業等を受けており、平成28年度札内中学校に入学を予定しているところであります。札内南小学校では、階段昇降機が整備されておりますが、札内中学校では階段昇降機等が整備されていませんことから、この度、階段昇降車を配備し、学校生活に支障がないよう整備を行うものであります。次に、5項社会教育費、373万3千円を追加するものでございます。3目保健体育費、207万9千円の追加するものでございますが、需用費、修繕料につきましては、8月の雷雨に伴い運動公園の一部照明器具等が故障しましたことから修繕を行うものでございます。4目町民会館費、108万7千円の追加でございますが、需用費、修繕料でございますが、ボイラーの修繕に係る費用、15節工事請負費、町民会館ロビー間仕切り工事でございますが、現在役場庁舎2階土地改良課の一部を「農地・水保全管理対策協議会」の事務スペースとして貸し付けし事業を行っているところでございますが、新庁舎移転に伴い、その事務スペースの確保が難しいことから、この度、本協議会の公共的役割に鑑みて、町民会館の1階ロビーの一部を間仕切りし、貸し付けを行うため改修を行おうとするものでございます。7目スポーツセンター管理費、25万7千円の追加でございます。7節賃金、臨時職員賃金でございますが、トレーニング指導員の勤務日数増に伴う、所要額の補正でございます。9目図書館管理費、31万円の追加でございますが、10月29日高橋松之助記念第9回文字・活字文化推進大賞を受賞し、その副賞として、金30万円をいただいたところであります。それを財源とし、図書館で図書資料を購入しようとするものでございます。

説明は以上であります。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

田村教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

田村教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第60号について原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め、議案第60号については原案のとおり可決いたしました。

次に日程第9、議案第61号要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定につきましてはプライバシー保護のため秘密会といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

田村教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

田村教育長 秘密会を解きます。

田村教育長 その他といたしまして、事務局の方から何かございませんか。

(ありません。)

田村教育長 それでは、本日の日程の全てが終了いたしましたので、以上をもちまして、第15回教育委員会会議を閉じます。